

二国間交流事業 セミナー報告書

令和6年1月31日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]

大阪公立大学・法学研究科

[職・氏名]

教授・守矢 健一

[課題番号]

JPJSBP 220223602

1. 事業名 相手国: ドイツ (振興会対応機関: DFG) とのセミナー

2. セミナー名

(和文) デモクラシーと法

(英文) Democracy and Law

3. 開催期間 2023年 9月 12日 ~ 2023年 9月 15日 (4 日間)

【延長前】 2023年 3月 14日 ~ 2023年 3月 17日 (4 日間)

4. 開催地(都市名)

大阪、日本 (Osaka, Japan)

5. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

Faculty of Law, University of Freiburg, Professor Dr., Alexander Bruns

6. 委託費総額(返還額を除く) 2,246,048 円

7. セミナー参加者数(代表者を含む)

	参加者数	うち、本委託費で渡航費または日本滞在費を負担した場合*
日本側参加者等	17 名	— 名
相手国側参加者等	10 名	0 名

参加者リスト(様式 B2)の合計人数を記入してください。該当がない箇所は「0」または「—」を記入してください。

* 日本開催の場合は相手国側参加者等の日本での滞在費等を負担した場合、相手国開催の場合は日本側参加者等の渡航費を委託費で負担した場合に記入してください。

8. セミナーの概要・成果等

- (1) セミナー概要(セミナーの目的・実施状況。第三国からの参加者(基調・招待講演者等)が含まれる場合はその役割とセミナーへの効果を記載してください。関連行事(レセプション、見学(エクスカーション)その他会合(別経費の場合はその旨を明記。))などがあれば、それも記載してください。委託費総額の50%に相当する額を超える費目間流用については、その変更理由と費目の内訳を変更しても計画の遂行に支障がないと考えた理由を記載してください。)

セミナーの主な目的は、「民主主義と法」を全体テーマとする日独法学シンポジウムを開催することにある。予定通り、9月12日から14日までの3日間、20の報告(そのうち、米津教授の報告はやむを得ない事情により、急遽、紙上によるものとなった)と討論とが行われた(別にプログラムを添付する)。学術的に密度の高いシンポジウムとなった。なお、会場には、大阪公立大学構内にある学術情報総合センター(大学図書館)の大会議室を利用した。公開で行われ、学外からも、概算であるが、60名を超える参加があり、関西を越えて関東からも足を伸ばして下さった方が居り、ありがたかったし、議論の水準の向上にも資した。

12日の夕方にはレセプションが開催された。セミナーの副次的な目的としては、しかし、以上のような密度と水準の高い国際学術交流の長期継続を踏まえた、親睦の深化も実は重要である。そこで、9月15日には高野山へのエクスカーションを実施した。その案内は、日本法制史を専門とする大阪公立大学法学部の安竹教授に依頼し、単なる娯楽に留まらない、法制史的な意義を持つものとするよう努めた。密教における世界の再現前のあり方は存外ヨーロッパの方々にも興味を惹起し得るのである。しかも法制史という学問は19世紀のドイツに起点を持つものであり、ドイツの法学者は実定法を専攻していても、法制史には深い関心を寄せるのがむしろ普通である。

- (2) 学術的価値(セミナーにより得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果)

「法と民主主義」の関係については、原理的には日本にも木庭頭の一連の業績があり、その水準は高い。しかしこの図式を今日の実定法に、単純に適用することも躊躇われる。今日ひろく行われている議論を、そもそも水準に達しないとして切り捨てる態度はむしろ慎むべきであろう。むしろ、理論的な装備は背後に忍ばせ、現在、この関係について実際になされている考察を深めることも重要である。民主主義は、現在、ポピュリズムの台頭、さらに、権威主義的国家が一定の説得力を持つかに見えるまでに力をつけたことにより、危機に陥っており、これに処するべく、さまざまな考察が行われている。これらは重要な素材である。それを鵜呑みにするのではなく、冷静に観察するとともに、議論を深化させることが、木庭の知見を豊かにするためにも、極めて重要なのである。

さて、セミナーにおいて、一方で、法学内在的な考察においては、民主主義は法適用の局面においてではなく議会において問題になるべきこと、が再三再四、とりわけドイツの(しかし間歇的には日本の)、主として憲法学者によって、指摘された。もとよりこの指摘は憲法学に留まらず、会社法における「株主民主主義」というスローガンの濫用への警告(株主総会は議会と同じではない!)とか、国際私法学における民主主義の契機の希薄さ、というように、変奏曲として繰り返される。ここには民主主義を振り回しすぎることが、民主主義を却って袋小路に追い詰める、という認識が背後にある。これに対してしかし、たとえば、労働法には、

法にデモクラシーの要素を加味すべき深刻な事情があることを理由とする反論も説得的に行われる。また、裁判の機能に係る報告(法領域横断的)において、手続の局面でのデモクラシーの要素への丹念な分析が行われたのも印象的である。裁判所において、純然たる法解釈が真空空間において行われているわけではないから。法領域ごとに、デモクラシーに対して温度差があることについては、法制史的な観点からの報告で歴史的にも概観された。そのほか、直接に今日的な問題として、ポピュリズム政党をどのように法的に御すべきか、という問題に憲法的な考察が加えられたこと、テロリズム対策としてどこまで私的領域の情報に国家が関与し得るかという問題について、むしろ国家の関与を公開することにより成熟した市民の判断に期待すべきであるという注目すべき見解が、大きなプロジェクトの紹介と相俟って表明されたこと、なども、注目に値しよう。

これらは、デモクラシーの危機という現状に対する処方箋として、そして、清新なデモクラシー概念の構築とその法との関係の省察に対し、資すると考える。

なお(7)を参照いただければと思う。

(3) 相手国との交流(両国の研究者が協力してセミナーを開催することによって得られた成果)

この交流は、ドイツにおいても特に評価の高いことで知られるフライブルク大学法学部のスタッフとの合同で行われている。本学法学部スタッフとの交流は既に 30 年を超えている。このことは本セミナーの討議にとって有益であった。国際学術交流が一方通行であってはならないとよく言われるが、実際にそれを実現するのは容易ではなく、日本人同士でも可能な、専門内部的な議論のやり取りに終始することも、実は少なくない。しかし、本セミナーにおいては、日本とドイツの法的議論のあり方の違いを紹介すると同時に、ディスカッションにおいてはその相違の掘って来るところを、単に政策の違いなどに還元せず、歴史とその歴史がもたらした文化的相違にも立ち返って考察することが随所に行われ、単に、法領域の違いによって法とデモクラシーの関係の捉え方が異なることが了解されるという凡庸な認識に留まらず、西洋法を継受したという特異な前提を持つ日本法とヨーロッパの長い法的伝統の一つのヴァリエーションとしてのドイツ法との、時系列を踏まえた比較を行うことができた。それは翻って、同じ問題に取り組む場合にその応答のあり方が日独で異なることがあり得るという認識にも至り得るのである。今回のセミナーでは、どちらかと言えば日本人の報告において法にもデモクラシーの任務を担わせようという傾向が強く、ドイツではこれに警戒的なトーンが見られたことは(2)に記した通りだが、それは、日本の近代社会が民主主義を自らの力で生み出したと言い難いという歴史的背景にも負っており、それが法そのものに政治的任務を担わせようという傾向を一層強めるからであろう。日本の法学者の議論が、ドイツの法学者のそれと比較して素朴である、と俄かに評価し難いところがある。

なお、(7)を参照いただければと思う。

(4) 社会的貢献(社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献はどのようにあったか)

本セミナーは第一義的には学術交流を企図しており、「法とデモクラシー」を巡る、脱歴史的な比較に留まらず、時系列を踏まえた法比較を行うことができ、そのような学術的考察の実現に資することはできたと思う。

理論的な水準を、もう少し踏み込んでみるならば： デモクラシーを主として政治的な概念と見て、これを議会制度と緊密に結びつけると同時に、法内在的な考察から排除しようという傾向もないではないドイツの法学に対して、日本ではデモクラシーと法とを結びつける試みがいくつか見られた。この点では、多数決による決定に対する法の相対的自律性という問題を重視するドイツと、法概念それ自体が強度に国家制定法に傾斜しがちな日本の言説空間においては、法におけるデモクラシーを強調することにより、法概念を国家制定法に留まらないものとするという点に一定の意義がある。このような日独の法概念の違いは、グローバル化時代においても、観念の次元の考察がなお一定の重要性があることを思い出させてくれる。観念には歴史的前提が強固に蓄積されているからである。

しかし副次的に、もっと直接的な社会的貢献についても触れておく。幸か不幸か、近年ではデモクラシーの終焉などという言葉が新聞紙上をにぎわす表現となっているからである。背景として、第一に、新型コロナウイルス感染症対策が大きな国家権力を、民主国家においても行使せざるを得ない局面を露呈した。第二に権威主義的な国家が無視できない世界的な勢力となっていることも見逃せない。かくて、民主的な統治それ自体の自明性が失われているのである。これに対し、第一に、現代的に喫緊の問題のいくつかに、具体的なヒントを提示し得た。例えば株主デモクラシーの意義、テロ対策の強化と民主主義の関係、などの問題がそれである。しかし進んで第二に、裁判とデモクラシーの問題に多角的に光を当てたことは、デモクラシーの意義が議会に留まらないことを示唆して重要と思われる。さらに第三に、ドイツの労働法における民主主義の構造的組入れ（共同決定など）と、それとは異なる日本の労働法のあり方は、同じ法領域でも法とデモクラシーの関係に、歴史に規定された違いがあり、比較法的考察を踏まえた制度設計を行う際に、重要な示唆を与え得よう。

(5) 若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取組、成果)

申請調書に記した通り、(他大学に転出した阿部和文を除き)、ともに准教授である高田倫子及び岡成玄太も基幹的なメンバーとし、期待通りの素晴らしい報告をしてくれた。そのほかさらに、若手研究者として大橋エミ(准教授、島根大学)が通訳として参加し、また松本奈津希(准教授、広島修道大学)が、当初、対面参加を計画していた、労働法の米津孝司(教授、中央大学)が急遽、紙上参加に変更を余儀なくされるという不運を補うべく、セミナーに参加し、社会法関連の報告に対する討論に多大な貢献をした。たまたまのことであるが、ここに挙げた若手4名のうち3名は女性である。

また、セミナーの裏方として大学院生にも援助を戴いたが、適宜、セミナーの講演と討論をも体験する機会を彼ら彼女らも持つことができ、国際学術交流に大きな関心を持つに至ったようであることは、嬉しいことである。

(6) 将来発展可能性(本事業を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

このセミナーは、実のところ、これまでのフライブルク大学法学部スタッフと大阪公立大学法学研究科スタッフとの30年に亘る学術交流の一環でもある。コロナ禍により、度重なる延期を余儀なくされたが、それだけに今回、セミナーが開催されたことの喜びは、参加者には極めて大きなものがあつたのである。この枠組による

次回(3年後にフライブルク大学で開催予定)の法学学術交流のテーマについても(コンフィデンシャルな内容であるためここには記さないが)懇親会や遠足の折に話し合われている。遠足の終了時に、3年後のセミナーをフライブルクで開催することを踏まえた再会を、約束している。

(7) その他(上記(2)~(6) 以外に得られた成果(論文発表等含む)があれば記載してください)

このセミナーの成果は、セミナー開催を以て終了したわけではない。すべての報告は、行われた討論を踏まえて改訂され、論文集として刊行される。すなわちその全体は、ドイツ語の書物及び日本語の書物として、計二冊を可及的速やかに刊行することを期して、現在、鋭意準備中である。これまでもその成果はすべて日独双方の言語で刊行されている。戦後の日本の比較法学を代表する研究者であった五十嵐清北大名誉教授には、2003年に、大阪市大法学研究科・法学部の作成した『外部評価報告書』の外部評価書に、この成果が「信じられない業績」とまで賛辞を賜り、これを最大の名誉と心得ている。今回も、この伝統を踏まえることとする。